

埼 労 安 発 0323 第 1 号

令 和 2 年 3 月 23 日

一般社団法人埼玉県経営者協会 会長 殿

埼玉労働局職業安定部長



令和 3 年 3 月新規高等学校卒業予定者の就職に係る申し合わせについて

新規学校卒業者の就職につきましては、種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、「埼玉県高等学校就職問題検討会議」を開催し、検討した結果、別添のとおり申し合わせがありました。

つきましては、貴団体におかれましても、申し合わせ事項の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

担当 埼玉労働局職業安定部職業安定課
若年者雇用対策係

電話 048-600-6208

埼玉県高等学校就職問題検討会議申し合わせ事項

※令和2年2月14日申し合わせ

1 複数応募・推薦について

令和2年度については、推薦開始日からは1人1社の応募・推薦とするが、10月1日以降は、事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦（原則2社まで）を認める。

2 応募前職場見学について

就職希望生徒の職業や職場に対する理解を深め、適切な職場選択及び就職後の早期離職の解消に資するため、事前・事後指導の徹底を図り、応募・推薦開始日前の職場見学を推進する。

埼玉県高等学校就職問題検討会議における確認事項

1 複数応募・推薦の方法について

(1) 9月中に採否の確認が取れていない場合の、10月以降の取扱いについて

9月5日から9月30日までの応募・推薦に係る採否が9月30日までに出不着の場合、10月1日からの応募・推薦について、併願者を可とした求人に、10月1日以降もう1社応募・推薦することは可とする。

(2) 10月以降の取扱いについて（併願者を可とした求人）

10月1日以降A・Bの2社に応募・推薦し、うち1社から採否の連絡があった場合は、次のとおりとする。

① A社採用決定・B社連絡待ち

B社の連絡を待ち、2社とも採用の場合はA社・B社のいずれかを選択する。

② A社不採用・B社連絡待ち

C社に応募・推薦できるものとする。

(3) 単願求人であって、7日経過しても採否の連絡がない場合について

単願での応募・推薦に係る場合でも、採否が7日経過しても出ない場合は、併願者を可とした求人、10月1日以降もう1社応募・推薦することは可とする。

(4) 併願応募し、2社から内定を得た場合の内定の承諾について

生徒は2社の内定を得た場合は、2社目の内定の確認後3日以内に就職先を決定し、学校から内定の承諾及び辞退を申し出るものとする。

2 応募前職場見学の実施について

実施に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 実施時期は、原則として夏休み期間中など、学事日程への影響が少ない時期とすること。
東京オリンピック・パラリンピック開催期間中は、生徒の交通手段や宿泊施設の確保に困難が伴うなどの事態が想定されるため、必要に応じて生徒個々の事情に配慮すること。
- ② 応募・推薦開始日前の職場見学については、生徒が自身の適性を探るため、複数訪問を促すなどの事前指導及び応募に向けての意思決定を図るなどの事後指導を徹底する。
- ③ 事業主は、特定の予定日に実施する場合は、学校によって夏休みの始期・終期が異なることに配慮する。また、生徒個人の状況など直接採用選考につながる質問をすることや履歴書等の提出を求めることのないようにする。

3 就職面接会における複数応募の取扱いについて

就職面接会は、正式応募前の「予備面接会」と位置付け、複数の企業での面接を可能とし、後日、学校を通じて正式に応募を行う。正式応募する場合は、申し合わせ事項のとおり、9月中までは1人1社の応募・推薦とし、10月1日以降は原則2社までの取扱いとする。